

地方創生における地方分権改革の位置付けと取組の状況

地方創生の基盤となる地方分権改革

- 地方分権改革は、地方の自主性・自立性を向上させることにより、地方が創意工夫を活かし、地域の特性に即した課題の解決を図ることができる枠組みづくりを行うもの。
⇒ この国の形を変える地方創生の中核をなす重要な改革の一つ

地方分権改革の提案募集方式における地方創生に向けた取組

- 本年から、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案(権限移譲、規制緩和(義務付け・枠付けの見直し))を募る「提案募集方式」を導入。
〈126団体953件の提案あり〉
- 地方からの改革提案のうち、「地方創生と人口減少の克服に関連するもの」等を重点事項とし、地方分権改革有識者会議の下での提案募集検討専門部会で、本年8月以降集中的に議論。
〈これまで、地方からのヒアリングを22時間程度、各府省からのヒアリングを35時間程度実施〉
- 各府省の縦割りを排し、地方の個性を尊重し、やる気、熱意、知恵のある地方を応援する観点から、今後各府省との調整をさらに強力に進め、10月下旬に中間とりまとめを行うとともに、年末に対応方針について閣議決定を行い、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を提出する予定。

安倍晋三内閣総理大臣 答弁(抜粋)

平成26年9月30日 衆議院本会議

地方分権改革についてお尋ねがありました。

元気で豊かな地方を創生していくためには、地方の自主性を高める地方分権改革の推進が不可欠です。地方からいただいた提案については、現在、有識者会議の議論も踏まえ、更に検討を深めているところであり、提案の最大限の実現に向けて取り組んでまいります。

平成26年10月1日 衆議院本会議

地方分権についてお尋ねがありました。

豊かで明るい元気な地方の創生は、安倍内閣の最重要課題です。地域自らの発想と創意工夫により、人口減少や超高齢化といった課題に立ち向かい、個性と魅力あふれる地方を創っていくためには、地方の自主性・自立性を更に高めていくことが不可欠であります。

安倍内閣では、地方の発意を重視しながら、国から地方への権限・財源等の移譲を促進するなど、地方分権改革を力強く着実に進めてまいります。

9月18日 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議 石破茂大臣 冒頭挨拶(抜粋)

東京一極集中に歯止めをかける、人口減少を克服する、そのような課題に、地域の特性に応じた解決法を見い出していかねばならないと考えております。そのためには、地方分権改革を地方創生と共に推進することは不可欠であります

提案募集方式を採っております、地方公共団体の熱心な取組により、1,000件近くに上る提案を頂戴いたしております。年末のとりまとめまでに、もう9月も半ばを過ぎております、時間は限られておるわけですが、それらの改革の提案を政府として真っ正面から受け止めてまいります。縦割りは廃すと、調整を強力に進めるということでありまして、これがまさしく私であり、平さんであり、縦割りではないということを示さなければなりません。そして、調整というのも、それは各省庁いろんなことを言うわけでありまして、これを強力に進めるというのが私共のミッションだというふうに考えております。

今回の地方創生というのは、ある意味、国の形を変えるものでありまして、分権というのはその中核をなすものの一つであると考えております。私にしても平さんにいたしましても、またそのほかの政務にいたしましても、とにかく分権とは何であり、地域がどう変わり、国がどう変わるのかということ、一人一人の国民の皆様方に実感をしていただくということが肝要であると考えております。

平成26年の地方分権改革に関する提案募集方式に係るスケジュール

4月30日 地方分権改革推進本部（本部長：安倍内閣総理大臣）「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を決定

5月20日～7月15日 提案募集受付 126団体953件の提案

6月27日 地方分権改革推進本部 各府省への事前の協力依頼

7月25日 各府省への検討要請（8月20日締切）→ 「対応不可」の回答が8割弱

8月19日～9月19日 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会
提案団体、各府省、地方三団体からのヒアリング（10回開催 合計約57時間）

9月26日 各府省への再検討要請（10月10日締切）

10月中旬以降 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会
各府省からのヒアリング、対応方針に関する中間取りまとめの検討など

10月下旬 地方分権改革有識者会議 中間取りまとめ

12月上旬 地方分権改革有識者会議 対応方針案の了解

12月中旬 地方分権改革推進本部・閣議 対応方針の決定

次期通常国会 法律改正により措置すべき事項については、所要の一括法案を提出

平成26年の提案募集方式における地方からの提案状況

団体数・件数	
提案団体数	126
提案件数	953

提案区分	件数
権限移譲	366
ア 国から地方	285
イ 都道府県から市町村	81
地方に対する規制緩和	525
補助要綱等に係る見直し	103
権限移譲又は規制緩和に関連する見直し	2
対象外	60
計	953

分野	件数
土地利用(農地除く)	95
農地・農業	147
医療・福祉	202
雇用・労働	43
教育・文化	46
環境・衛生	80
産業振興	109
消防・防災・安全	20
土木・建築	88
運輸・交通	40
その他	83
計	953

担当府省	件数
内閣官房	9
内閣府	50
総務省	60
法務省	13
外務省	1
財務省	13
文部科学省	58
厚生労働省	294
農林水産省	204
経済産業省	125
国土交通省	211
環境省	57
防衛省	4
計	953

※複数省庁にまたがる提案があるため、合計が必ずしも一致しない。

提案主体区分	団体数	件数
都道府県	47	650
市区町村	67	196
一部事務組合等	2	13
全国的連合組織	3	10
地方公共団体を構成員とする組織	7	84
計	126	953

提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項の考え方

提案募集検討専門部会で検討・整理を行う重点事項	事務局中心に検討・整理を行う事項
<p>A-① 76件（40項目）</p> <p>これまでに議論されていなかった事項であって、特に重要なもの ※</p>	<p>A-② 292件（220項目）</p> <p>これまでに議論されていなかった事項であって、A-①以外のもの</p>
<p>B-① 76件（18項目）</p> <p>これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの ※</p>	<p>B-② 26件（23項目）</p> <p>これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、B-①以外のもの</p>
<p>※特に重要なものについての基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地利用分野など「地方分権改革の総括と展望」で「重要な政策分野に関する改革」として位置づけられているもの ○「<u>地方の創生と人口減少の克服</u>」に関連するもの ○多数の団体から提案されているもの <p>等</p>	<p>C 344件（176項目）</p> <p>A・B以外のもの（これまでに議論されてきており、その後の情勢の変化等のない事項）</p>

注1 上表以外に、農地・農村部会で議論する事項が 79件（11項目）ある。

注2 A-②、B-②、Cの中でも、検討の経過によって、提案募集検討専門部会で取り上げる事項とすることがある。

提案募集方式の重点事項における地方創生に向けた提案例

地方創生項目	提案主体	提案事項	概要
<p>企業等の地方移転・地方採用・地方大学の活性化等施策</p>	<p>神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、中国地方知事会、九州地方知事会</p>	<p>産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し（企業立地促進法）</p>	<p>地方が主体的に迅速な企業誘致を行うことができるようにするため、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議を見直す。</p>
	<p>広島県、聖籠町、中国地方知事会</p>	<p>緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の希望する町村への移譲（工場立地法）</p>	<p>町村が地域の実情に応じて環境保全を図りつつ企業誘致を行うことができるようにするため、第2次分権一括法により市まで移譲されている、緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限を希望する町村へ移譲する。</p> <p><手挙げ方式による移譲></p>
	<p>愛媛県</p>	<p>工場立地法の緑地面積に係る規制緩和（工場立地法）</p>	<p>地域の実情に応じて、工場の生産施設の拡張等を弾力的に行うことができるようにするため、工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の適用除外の対象を拡大する。</p>

<p>地域産業基盤強化施策（農業、観光、医療、製造業等分野別）</p>	<p>地方六団体</p>	<p>【農地制度のあり方の見直し】 農地の総量確保の仕組みの充実とともに、農地転用許可に係る2ha超4ha以下の大臣協議の廃止及び4ha超の大臣許可も含めた市町村への権限移譲 (農地法、農振法等)</p>	<p>人口減少社会を迎え、都市の集約化等が進むことが見込まれることから、地方が主体となって、必要な農地を維持しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進することが必要。 そのため、国と地方（都道府県・市町村）が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築（マクロ管理の充実）するとともに、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、まちづくりを担う市町村に権限移譲する。</p>
	<p>鳥取県、徳島県</p>	<p>地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲 (外国人観光旅客の観光の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律)</p>	<p>観光サービスの質的向上により外客誘致を進め、地域の観光産業の振興と雇用の増加を図るため、現在法律で定められている地域限定通訳案内士の資格要件について、都道府県の条例で定めることとするなどの規制緩和を行う。</p>
	<p>佐賀県</p>	<p>C I Q業務権限の都道府県への移譲 (出入国管理及び難民認定法等)</p>	<p>地方に国際ビジネスジェット機を誘致し、対外的な知名度の向上、国際会議の誘致等による外客誘致の拡大を図るため、地方管理空港において国際ビジネスジェット機を受け入れる際に必要となるC I Q業務を、国から希望する都道府県に移譲する。 <手挙げ方式による移譲></p>

岐阜県	電気自動車の充電インフラ整備に係る道路占用許可基準の緩和 (道路法)	観光客の誘致等による地域振興の観点から、地域の道の駅への自動車用急速充電器の積極的な導入促進を図るため、道路占用許可の基準（無余地性の原則※）を緩和する。 （※）道路管理者は、道路の敷地外に余地がないためにやむをえない場合等に限り、道路占用許可を与えることができる（道路法第33条）。
山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、九州地方知事会	市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	地方における効果的な創業促進を可能とするため、市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を都道府県へ移譲し、都道府県と市町村のネットワークを活かしつつ、これまで都道府県が行ってきた創業支援策との一体的な実施を図る。
埼玉県、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、中国地方知事会	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲 (中小企業地域産業資源活用促進法)	都道府県が地域資源の活用に主体的に関与することで地域経済活性化を図るため、中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県に移譲する。
神奈川県、九州地方知事会	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲 (電気事業者再生可能エネルギー電気調達特別措置法)	地域における効果的な再生可能エネルギーの普及促進を可能とするため、再生可能エネルギー発電の認定権限等を国から都道府県へ移譲する。

	埼玉県	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和 (都市公園法)	地域における再生可能エネルギーの利活用を促進するため、都市公園の駐車場の上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるよう規制緩和を行う。
--	-----	--	--

地域の少子化施策	埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、鹿児島県、長岡市、瑞穂市、安城市、萩市、中国地方知事会、九州地方知事会	<p>保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (児童福祉法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従うべき基準…必ず適合しなければならない基準（異なる内容を定めることは許されない。） ・標準…通常よるべき基準（合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じ、異なる内容を定めることは許容される。） ・参酌基準…十分参照しなければならない基準（結果として、地域の実情に応じ、異なる内容を定めることは許容される。） 	<p>地域の実情に応じた子育て環境を整備し、待機児童の解消等を図るため、保育所等の児童福祉施設に係る人員配置、居室面積等の「従うべき基準」を「参酌基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げる見直しを行う。</p> <p>(参考) 待機児童の多い大都市部の地域について、保育所の居室面積の基準を「標準」とする特例措置は、本年度末まで</p>
----------	---	---	--

	京都府、大阪府、 鳥取県、徳島県、 相模原市、 神戸市、 中国地方知事会	放課後児童クラブの補助条件の 見直し (放課後児童健全育成事業費等 補助金交付要綱)	放課後児童クラブの受け皿を確保し、地域における子育て環境を整備するため、現在、補助対象とされていない、利用者数が9人以下の小規模な放課後児童クラブについても、山間部で少子化が進んでいる地域の実情等を踏まえ補助対象とするなど、補助条件を見直す。
	埼玉県	認可外保育施設に係る市町村への 権限移譲 (児童福祉法)	住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた子育て環境を確保できるようにするため、現在中核市まで移譲されている認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等の権限を都道府県から市町村に移譲する。
	滋賀県	保育士修学資金の貸付対象者の 住所要件撤廃 (保育士修学資金貸付制度実施 要綱)	保育士の確保により地域の子育て環境を充実するため、保育士修学資金貸付事業の貸付け対象として、県内居住者又は県内学生のほかに、県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生を加える。
地域生活基盤 施策 (中山間 地域、地方中 核拠点都市と 近隣市町村、 定住自立圏、 大都市圏等)	磐田市、 東広島市、 中津市	開発行為の許可権限の希望する 市への移譲 (都市計画法)	開発許可における地方の自由度を拡大し、地域の実情に応じた独自のまちづくりを行うことができるようにするため、現在、特例市まで移譲されている開発行為の許可権限を希望する市へ移譲するとともに、市において開発審査会を設置することができるようにする。 <手挙げ方式による移譲>

川崎市	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大 (都市計画法)	開発許可における地方の自由度を拡大し、地域の実情に応じた独自のまちづくりを行うことができるようにするため、全国一律的な基準となっている開発行為に伴う公園の設置義務等、開発許可基準の技術的細目について条例に委任する。
酒々井町、 全国町村会	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止 (都市計画法)	町村が自らの判断で、地域の実情に応じたまちづくりを行うことができるようにするため、町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意 (市は協議) を廃止し、協議のみとする (市と同様の制度とする。)
芦別市、北上市	都市公園の廃止に係る規定の弾力化 (都市公園法)	人口減少による都市の集約化等地方の実情を踏まえた独自のまちづくりを行うことができるようにするため、市町村の裁量により都市公園の柔軟な廃止が可能となるよう弾力化を図る。
青森県、群馬県、 兵庫県、奈良県、 和歌山県、宮城県、 広島県 等	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲 都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止 (森林法)	都道府県が地域の実情に応じて、自ら土地利用を決定することができるようにするため、国が行う保安林の指定、解除に係る権限について、都道府県へ移譲するとともに、都道府県が行う保安林の解除に係る国への同意協議を廃止する。
愛知県、福島県	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止 (森林法)	都道府県が自らの判断で、地域の実情に応じた森林管理を行うことができるようにするため、都道府県が定める地域森林計画に係る国への同意協議を廃止する。

	福井県、長野県、京都府、兵庫県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県	医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和 (麻薬及び向精神薬取締法)	地域において、医療用麻薬を活用したがん患者等に対する在宅緩和ケアを充実するため、小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限を都道府県へ移譲するとともに、譲渡許可の条件を弾力化するなどの規制緩和を行う。
	熊本県、九州地方知事会	社会医療法人の認定要件の緩和 (医療法)	公益性の高い社会医療法人を確保し、へき地医療や救急医療など公的性格の強い地域医療の提供を充実するため、社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とするなどの規制緩和を行う。
	大阪府、和歌山市、松山市、大分市、中核市市長会、全国特例市市長会 特別区長会	県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律等)	地域の実情に応じた特色ある教育を担う教職員を確保するため、県費負担教職員の人事権等を中核市、特例市、特別区、一般市へ移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次分権一括法により移譲(平成29年4月より(予定))
	新潟市、京都市	指定都市立特別支援学校等の設置に係る都道府県認可の廃止 (学校教育法)	特別支援学校の在籍児童生徒が増加傾向にある中、地域のニーズに応じて迅速かつ的確に特別支援学校を設置できるよう、指定都市立の特別支援学校の設置に係る都道府県教育委員会の認可を廃

			<p>止する。</p> <p>(参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次分権一括法により廃止(平成27年4月より)</p>
京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、豊田市、松山市	公営住宅に係る規制緩和(公営住宅法)		<p>子育て世代の居住確保等地域の実情に応じた公営住宅の運営を図る観点から、公営住宅の明渡しを請求することができる入居者の高額収入の基準を条例に委任するとともに、公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業について、小規模多機能型居宅介護事業等を追加する(現在はグループホーム事業等に限定)。</p> <p>(参考) 第1次分権一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例に委任済み</p>
愛媛県	公営住宅建替事業の施行要件の緩和(公営住宅法)		<p>人口減少による都市の集約化等に伴い、地域の実情に応じた公営住宅の集約化等を推進するため、公営住宅建替事業において必要とされる現地建替要件や戸数要件(従前戸数以上)等を廃止する。</p>
福島県、愛知県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、	水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲(水道法)		<p>人口減少等による水需要の減少を踏まえ、水道事業の経営合理化が急務となっており、都道府県が中心となった事業再編を進める等の観点から、水道事業(給水人口5万人超であって水利調整を要するもの)及び水道用水供給事業(1日最大給水</p>

	中国地方知事会		<p>量が2万5千立方メートルを超えるもの)の認可・指導監督権限を国から都道府県へ移譲する。</p> <p>(参考)道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み</p>
	東京都	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲(消費者安全法)	<p>地域において住民の財産被害拡大防止のための迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、消費者安全法に基づく勧告・命令の並行権限を希望する都道府県に付与する。また、都道府県が実施できる報告徴収対象区域を拡大する。</p> <p><手挙げ方式による移譲></p>

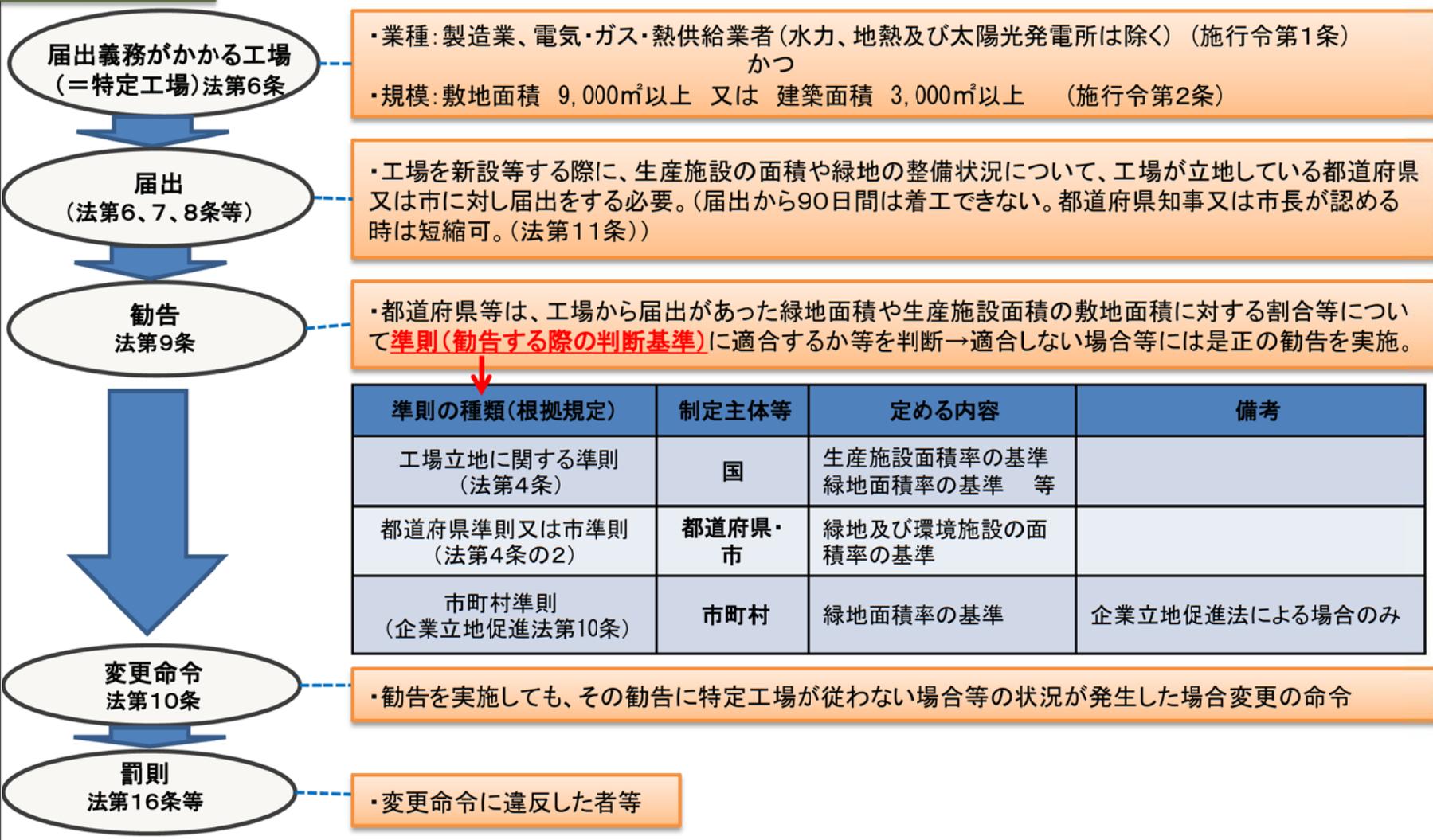
参 考 资 料

工場立地法の概要

目的(法第1条)

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与すること。

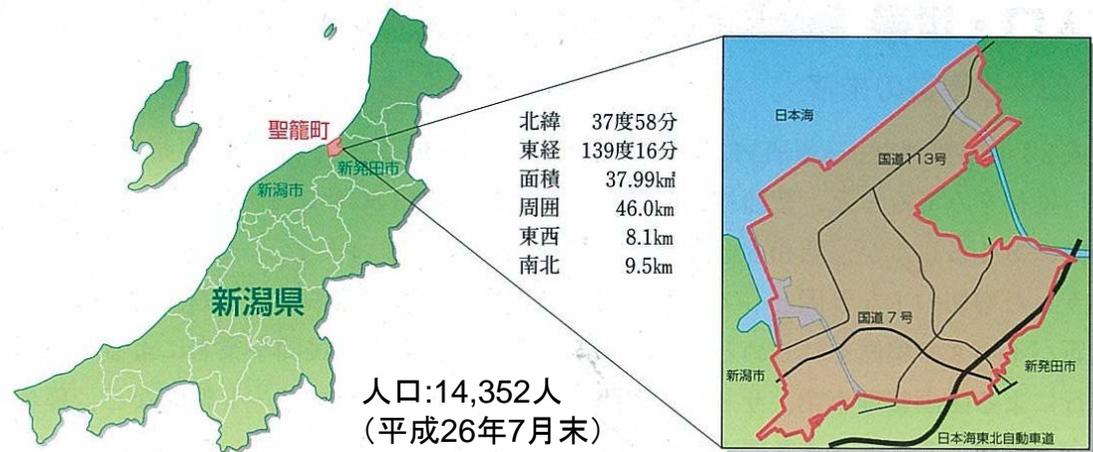
制度の仕組み



(出典) 経済産業省ウェブサイト

聖籠町と新潟東港工業地帯

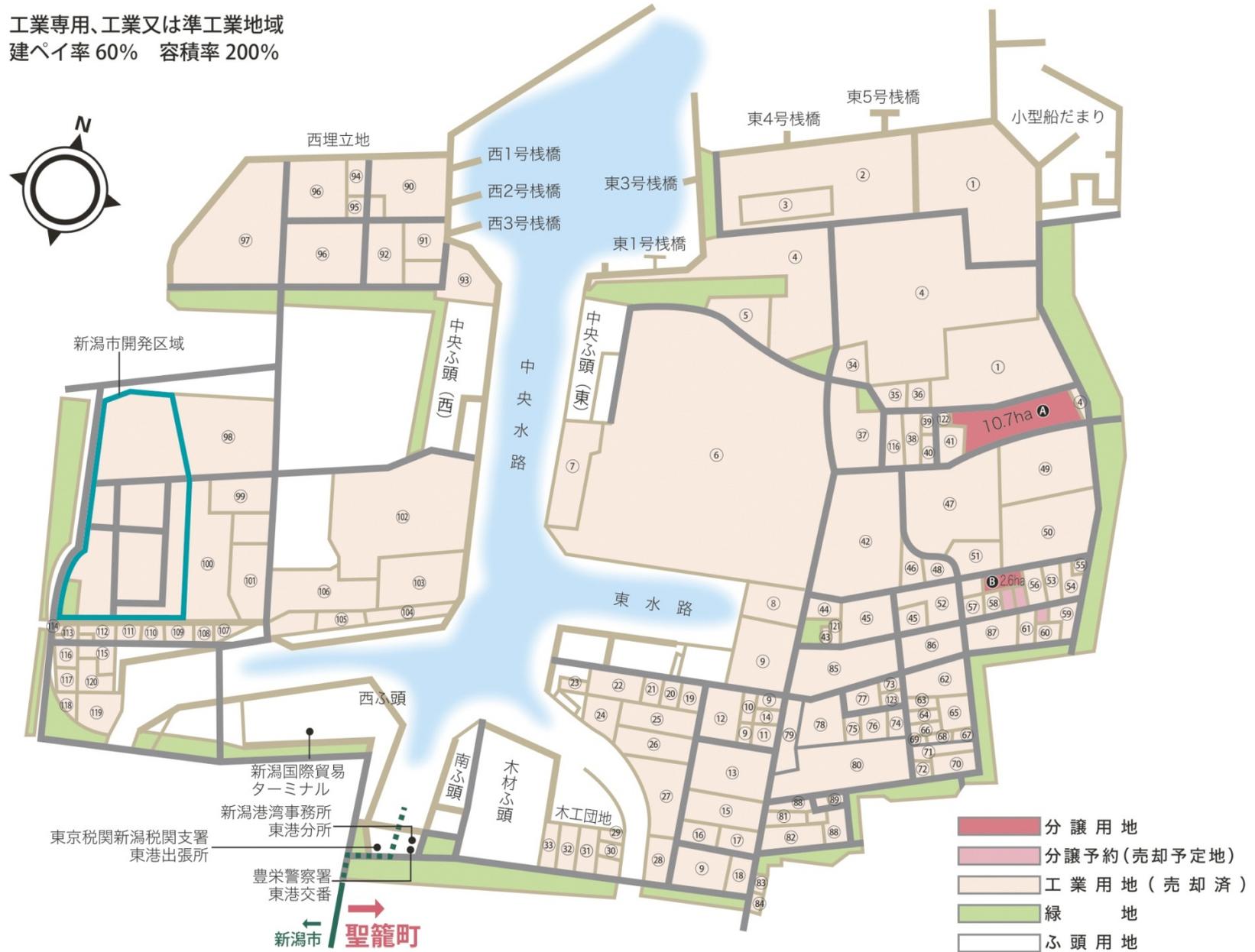
- ・聖籠町は、国際拠点港湾 新潟港(東港区)中央水路を境界にし、政令都市新潟市の北側に隣接。
- ・新潟東港工業地帯は、聖籠町行政区面積の約25%を占め、製造業などを中心に200社を超える企業が立地。
- ・農村的雰囲気が残る「農村機能」と工業地帯などによる都市化が進展した「都市機能」が共存する町。



(出典)平成26年8月26日 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会(第4回) 聖籠町提出資料

新潟東港工業地帯 工業団地区画図

工業専用、工業又は準工業地域
建ぺい率 60% 容積率 200%



分譲可能面積 13.3ha 分譲区画面積 A/10.7ha B/2.6ha

(出典) 平成26年 8月26日 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会(第4回) 聖籠町提出資料

1. 現 状

＜変更届出が不要＞
軽微な変更該当するケース

- AND
- 緑地の削減によって減少する面積が10㎡以下
 - 保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある

工事着工の90
日前までに変更
の届出が必要

10㎡を超える
緑地を削減しようとする場合

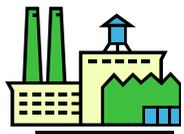
◆例えば・・・

工場周辺に森林・河川等が存在しており、
周辺の生活環境に及ぼす影響が小さい地域
に存する特定工場

【周辺環境イメージ】



2. 具体的な支障事例



敷地面積 100,000㎡
緑地面積 10,000㎡
＜緑地面積率5% (5,000㎡)＞



緑地を20㎡程度削減すると・・・

□新たな設備投資等を行うに際して、緑地全体に比して僅かな面積の緑地を削減する場合においても、事前の届出が必要となる。

＜考え方＞

- 周辺環境に及ぼす影響が小さい変更については、届出者の負担、行政事務の効率等の面から見て、変更の都度、届出をさせる必要性は低いものと考えられる（保安上の事由等により速やかに行う必要がある場合に限定しない）。
※次回届出の際に併せて届出を行うことで足りる。
- 社会通念上軽微な変更と考えられる届出で比較的届出の多い事例を参照し、周辺環境に応じた緑地削減割合を設定する。